

韓国勤労奨励税制（EITC 制度）の運営と 残された課題

田 近 栄 治
花 井 清 人

1. はじめに

EITC (Earned Income Tax Credit) 制度は、所得が一定水準以下の人に対して、勤労を条件として適用される所得税の税額控除制度である。税額控除額が支払った税金を超える部分については、還付が適用されることから「還付型税額控除制度 (refundable tax credit)」と呼ばれている。制度には大きく二つの政策目的が込められている。一つは、稼得所得と連動して税額控除を通じて人々に労働供給インセンティブを促すこと、もう一つは社会保障を通じた給付ではなく税のなかで閉じた還付を行うことにより、税・社会保障を一体化した貧困対策や所得再分配機能を実現することである。

EITC 制度は、1975 年にアメリカではじめて制度が設けられた。アメリカの EITC 制度では、設立当初は低所得者への勤労促進が重視されていたが、制度設立後 40 年近く経過し、制度の拡張とともに政策的ねらいが貧困対策や所得再分配へと大きくシフトすることになった (Collins ed. 2016)¹⁾。アメリカの EITC 制度の規模は、1975 年の EITC 制度開始当初、支給総額が 55 億ドル (2015 年価格換算) であったが、2015 年には 685 億ドル (1975 年の約 12.5 倍に)

1) 制度設立にあたっては、社会保険税 (Social security payroll tax) 引き上げや高騰するエネルギー価格や食費などへの負担調整という目的も織り込まれていた。アメリカの EITC 制度では、これまでは税額控除という予算支出として現れない手段を通じて政策が実施されるため、通常の給付を通じる社会保障などと比べて政治的対立が生まれにくいと言われてきた。

へと大きく拡大した (Ballafiore 2019)。規模の拡大は 1980 年代後半以降顕著に見られ、1990 年、1993 年、2001 年、2009 年の制度改革の影響が大きく、そこでの改革を進めるに当たっては大統領のイニシアティブと合わせて議会の影響が強く現れることになった (Ballafiore 2019 および Collins ed. 2016)。

こうした政治圧力による EITC 制度の規模拡大と合わせて、直近のトランプ政権下の税制改革 (The Tax Cuts and Jobs Act) では、CTC (Child Tax Credit, 児童税額控除) 制度と連動した形で支給水準や扶養対象者をめぐって政治的対立などが見られる。改革では CTC 制度での扶養子女の定義や支給額などの大幅な見直しが行われたが、こうした見直しに対して、中・高所得者層に手厚い支援が行われる一方で、低所得者層への子女への補助が置き去りにされているとの批判が高まっている (Drumbl 2019, Maag etc. 2019)。アメリカの EITC 制度は、このように近年、支給総額などの肥大化の課題と合わせて制度の複雑さや給付を通じるターゲットのあり方をめぐっても制度の政治化が問題視されている (Ballafiore 2019, McCabe 2018 など)。

EITC 制度は、アメリカでの導入後、世界各国で広がりを見せ、イギリス、フランス、オランダ、スウェーデンといったヨーロッパの国々の他、カナダ、ニュージーランドなどでも実施されている。アジアでは韓国において「勤労奨励税制」という名称で EITC 制度が導入され、2009 年から施行されている。

本稿の目的は、アメリカ等での経験を踏まえ、韓国の EITC 制度の仕組みの考察を行った後、韓国 EITC 制度の制度変化と近年の給付実態を検討し、支給総額の肥大化や給付の政治化といった点では韓国も例外ではないことを示すことにある。合わせて制度の複雑化の課題に対して韓国 EITC 制度ではどのように取り組んでいるかを検討し、韓国の電子納税システムの活用が税務執行を支える上で重要な柱となっていることを指摘する。

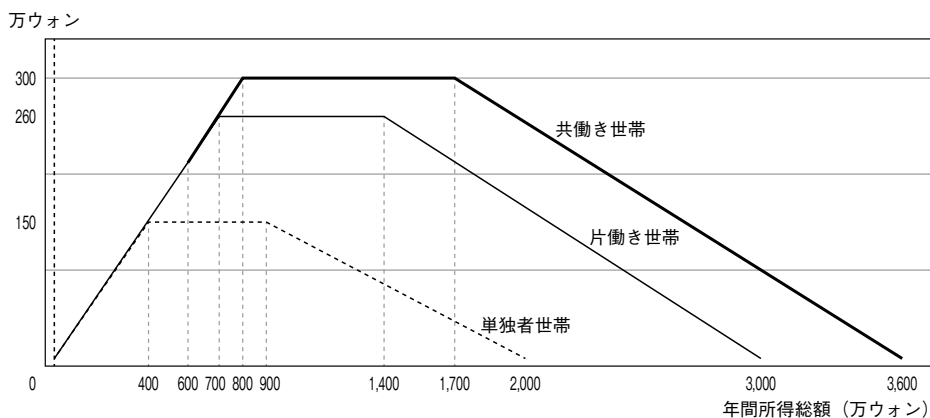
2. 韓国 EITC 制度の仕組み

韓国 EITC 制度の目的は、国民基礎生活保障 (日本でいう生活保護) の対象となるが所得保障給付が受けられない世帯とその次の低所得階層の世帯 (勤労貧困者: 次上位階層) をターゲットに、働くことを後押しすることにより貧困脱出を図る第二のセーフティーネットとして制度形成を行うことにある²⁾。そこ

では、一生懸命働いているにもかかわらず所得が少なく生活が苦しい世帯（勤労者又は自営業者、宗教家世帯）に対して、総給与額等（勤労所得、事業所得、宗教家所得を合算した金額）により算定された勤労奨励金を支給することにより働くことを促進し、実質所得を支援することが目的とされている。

図 1 は 2019 年度の韓国 EITC の給付構造を単独者世帯、片働き世帯、共働き世帯について示している³⁾。韓国の EITC 給付は、アメリカの EITC 制度と同様、人々の総給与額等が増加するにつれ支給される勤労奨励金も増加するように設計されており、一定の最大支給額を経た後、所得水準が増加すると支給額がゼロになるまで減らされる制度となっている。ここでは図に示されるよう逡増 (phase-in)、一定定額 (plateau)、逡減 (phase-out) の三つの局面からの支給パターンになっている。まず逡増局面では、控除支払い最大額に至るまで所得が増えるにつれ比例的に控除額が増える（一定の credit rate に労働所得を掛けた分が EITC として支払われる）。次に一定定額局面では、控除支払い最大額に達した後、一定の所得水準まで最大支給額が維持される。更に、所得が更に増加したら逡

図 1 韓国 EITC 支給金の構造



出所：韓国国税庁 HP 参考資料室『勤労奨励金・子女奨励金案内（韓国語）』15 頁

2) 金 (2016) 参照。

3) ここでの「単独者世帯」、「片働き世帯」及び「共働き世帯」は租税特例制限法第 100 条の 3（勤労奨励金の申請資格）に基づき次のような区分からなる。「単独者世帯」は配偶者と扶養子女のいない世帯を、「片働き世帯」は配偶者の第 3 号による総給与額等が 300 万ウォン未満の世帯もしくは配偶者がおらず扶養子女のいる世帯又は配偶者がおらず租税特例制限法で決められている要件を満たす世帯を、「共働き世帯」は居住者の配偶者が所得税の課税期間中に「総給与額等（制限あり）」が 300 万ウォン以上の世帯を指す。

減局面では一定の比率 (phase-out rate) で労働所得の増加に応じて控除額が減額され、ゼロとなる所得水準まで税額控除が減らされる。

ここで片働き世帯で例に見ると、700 万ウォン (日本円でおおよそ 70 万円) までの所得水準の人が属する逓増局面では、EITC 支給額は稼得所得総額 \times $150/400$ で求められ、700 万~1400 万ウォン (日本円でおおよそ 140 万円) の所得水準の人が属する一定局面では 260 万ウォン (日本円でおおよそ 26 万円) が一律に支給される。1,400 万ウォンを越える所得水準の人が属する逓減局面では、支給最高額から減額される形で、 $260 \text{ 万ウォン} - (\text{稼得所得総額} - 1,400 \text{ 万ウォン}) \times 260/1600$ で支給額が求められ、稼得所得が 3,000 万ウォン (日本円でおおよそ 300 万円) に達すると給付が終了する。

EITC の支給額は前年度の稼得所得をベースに計算される。韓国では EITC を得る者は、総合所得 (利子・配当・事業・勤労・年金・その他所得) がある者は確定申告が必要で、翌年 5 月 1 日から 5 月 31 日までに総合所得税を申告・納付しなければならない⁴⁾。ただし、勤労所得のみ有する者であって年末精算 (日本で言う年末調整) を行った場合には総合所得税の確定申告をする必要はない。韓国の所得税の課税は個人単位となっているが、EITC については世帯単位で審査が行われる。

韓国 EITC 制度に申請できる者は配偶者もしくは 18 歳以下の 1 人それ以上の扶養子女を有している者、配偶者や扶養子女のいない者 (すなわち単独者) である。適用対象は、2009 年の当初導入時は所得把握が容易な勤労者に限定されていたが、2012 年に自営業者のうち保険設計者・訪問販売員も支給を受けることが可能になり、2015 年には専門職を除くすべての自営業者に対象が拡大された。また、2019 年から宗教活動に従事する者 (宗教家) も適用対象となった⁵⁾。

申請にあたっては所得及び財産制限が課されており、申請者 (および配偶者も含め) の年内総所得 (利子、配当並びに事業所得を含む) が総標準年内所得を下回っていないなければならない。合わせて土地、建物、銀行預金、株式、債券など

4) 日雇い労働者がその給与額について勤労奨励金を申請する場合、条件を満たす者については総合所得税課税標準確定申告を行ったものとみなす措置がとられている。

5) 専門職とは、付加価値税法施行令第 109 条第 2 項第 7 号による弁護士、弁理士、公認会計士、医者、薬剤師等を指す。

を含む所有財産額についても制限が設けられている⁶⁾。

3. 韓国 EITC 制度の制度変化と近年の給付実態

韓国 EITC 制度は 2008 年 1 月 1 日から制度がスタートし、2009 年 9 月より実際の支給が開始された（金 2016）。韓国 EITC 制度はその後、税制改正を通じて見直されてきた⁷⁾。

表 1 は韓国 EITC 制度の制度変遷（主なもの）を示している。まず 2008 年税制改正では、支給要件、支給金額（最大支給金額を 80 万ウォンから 120 万ウォンに引き上げた）両面での大幅緩和があり、導入法案に制度拡張を加えられた形でのスタートとなった。2011 年税制改正では、適用対象者が雇用者のほか保険販売員、訪問販売員にも広げられたほか、子供のいない世帯も給付対象に加えられた。さらに低・中所得者層の生活安定のために給付拡大および最大支給額の引き上げがあった。2012 年税制改正では、国民基礎生活保障でカバ

表 1 韓国 EITC 制度の制度変遷（主なもの）

2006 年 12 月	勤労奨励税制導入法案 国会通過
2008 年税制改正（2009 年から適用）	支給要件緩和、支給金額の引き上げ
2011 年税制改正（2012 年から適用）	保険販売員、訪問販売員にも対象拡大
	支給金額の引き上げ、子供のいない世帯にも給付が行われる。
2012 年税制改正（2013 年から適用）	60 歳以上の対象者への世帯基準の緩和
2013 年税制改正（2015 年から適用）	自営業者にも対象拡大
	財産要件の緩和
	CTC 制度の導入
同（2014 年から適用）	単独者世帯にも対象拡大
2017 年税制改正（2018 年から適用）	支給金額の引き上げ（CTC についても）
2018 年税制改正（2019 年から適用）	宗教家にも対象拡大
	「これまででない規模での給付の提供、給付範囲の拡大、迅速な給付の実施 (Bigger benefit, Wider coverage, Swifter provision)」のスローガンの下、支給要件緩和、支給金額の大幅引き上げが行われた。

出所：金 (2016)、原山 (2009)、Ministry of Economy and Finance (2019) を基に筆者作成。

6) 財産要件としては、「世帯員が前年度 6 月 1 日時点で所有している財産（土地・建物・自動車・預金等、大統領令で定める財産）の合計額が 2 億ウォン未満でなければならない」ことなどが設けられている。

7) ここでは Ministry of Economy and Finance (2019)、金 (2016)、原山 (2009) を参考にした。

一しきれていない 60 歳以上の者を救済するために世帯基準の緩和を行い、単独世帯であっても給付を認めることとされた。2013 年税制改正では、自営業者への対象拡大、単独者世帯への対象範囲拡大、財産要件の緩和などが行われた。さらにこの年の税制改正では、EITC 制度と合わせて生活関連便益の拡充を目指して子供の扶養費用をサポートする CTC 制度（韓国では「子女奨励金」と呼ばれる）が導入され、2015 年から給付されることになった⁸⁾。2017 年税制改正では、所得分配と税の公平性向上を目指した改革が行われる中、低所得層への所得サポートを目指して EITC および CTC での税額控除額の引き上げが行われた。2018 年税制改正では、宗教家にも対象が広げられたほか、支給要件の緩和、支給金額の引き上げが行われた。

韓国では、近年、低所得にとどまっている子供を抱えた世帯やシングルマザーの課題と合わせて、単独者や高齢者の貧困や格差の問題が深刻になってきている。政府はこうした経済情勢の変化を反映して、現政権である文在寅大統領の下では、「人中心の持続的経済成長実現」が目指され、わが国同様、長時間労働の是正や、正規・非正規労働者間の所得格差是正などといった働き方改革の必要性が唱えられている。合わせて、韓国 EITC 制度および韓国 CTC 制度についても所得再分配機能が重視される形で制度拡張を通じて貧困対策の強化が図られた。

特に 2018 年税制改正では、「これまでにない規模での給付の提供、給付範囲の拡大、迅速な給付の実施」というスローガンの下、韓国 EITC 制度については支給給付数と支給金額双方の面で制度開始以来最大規模での拡張が行われた。さらに EITC については支給頻度についても年に一度から年二回に所得移転の機会を広げたほか、CTC 制度についても拡充が図られた。

2019 年 12 月 18 日に「勤労奨励金の拡大改編、2019 年上半期分 4,200 億ウォンを最初に支給 — 青年、高齢者、低所得世帯の所得の増加と所得格差の緩和に寄与 —」というタイトルで発表された韓国国税庁プレスリリース

8) 韓国 CTC 制度では、出産奨励のほか、養育支援などのため、18 歳未満の扶養子女 1 人当たり最大 70 万ウォン（日本円でおおよそ 7 万円）の子女奨励金が支給される。子女奨励金は EITC と同様、世帯単位で支援し、居住者とその配偶者の勤労所得、事業所得、宗教家所得を合算して奨励金額が算定される（韓国国税庁参考資料室『勤労奨励金・子女奨励金案内（韓国語）』参照。）。

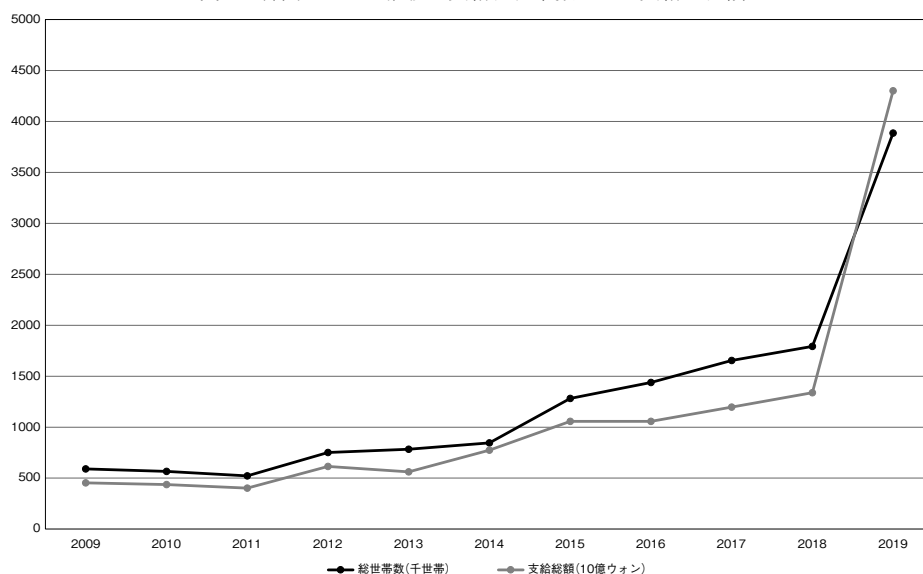
（以下、国税庁プレスリリース）によると、2019 年の制度改革は以下の表 2 にまとめられる⁹⁾。改革では、所得基準、財産要件、最大支給額などで大幅な要件緩和が見られた。

こうした韓国 EITC 制度での政策変化は、『韓国国税統計』の時系列データによっても確認することができる。図 2 は EITC の支給世帯総数および支給

表 2 2019 年韓国 EITC 制度拡大の内容

区分		2018 年申請	2019 年申請
年齢要件		30 歳未満の単独世帯排除	30 歳未満の単独世帯も含む
所得要件	単独世帯	1,300 万ウォン未満	2,000 万ウォン未満
	片働き世帯	2,100 万ウォン未満	3,000 万ウォン未満
	共働き世帯	2,500 万ウォン未満	3,600 万ウォン未満
財産要件		世帯当たり 1.4 億ウォン未満 *財産 1 億以上の場合 支給金額 50%減額	世帯当たり 2 億ウォン未満 *財産 1.4 億ウォン以上の場合 支給金額 50%減額
最大支給額 (万ウォン)	単 独	85	150
	片働き	200	260
	共働き	250	300

図 2 韓国 EITC の推移：支給総世帯数および支給金額



出所：『韓国国税統計』2017, 2018 「14-1-1. 勤労・子女奨励金別申請及び支給現況（住所地）」データに基づき、筆者作成。

9) 韓国国税庁 HP 参照。

https://www.nts.go.kr/news/news_01.asp?minfoKey=MINF8420080211204826&page=3&type=V

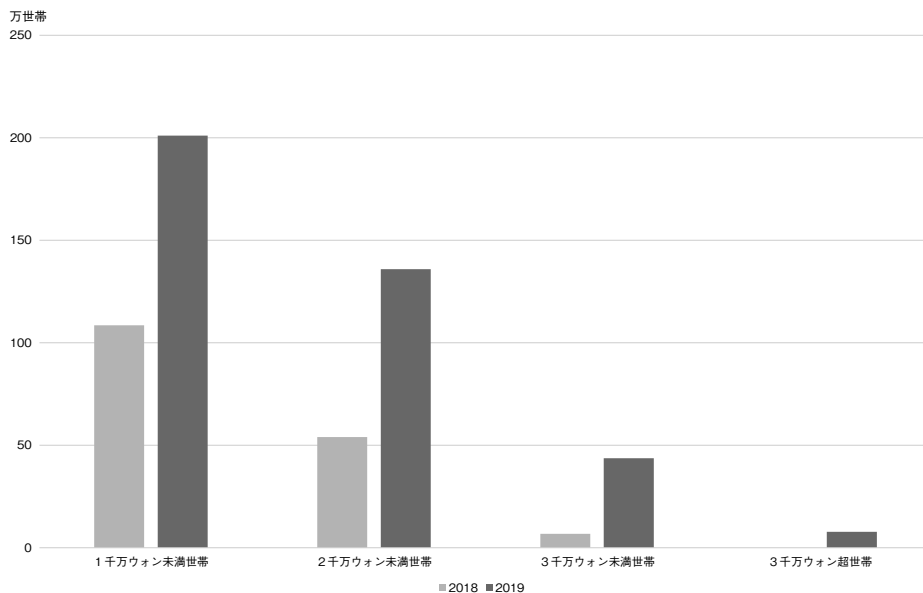
金総額の推移を示している。韓国 EITC 制度は 2009 年に給付が開始されて以降、支給世帯総数および支給金総額ともにこの 10 年で大きく増えた。EITC の規模拡大に当たり、二つの注目すべき変化がある。一つは、2015 年に韓国 EITC 制度とあわせて導入された CTC 制度が加わることにより申請者も大きく増え、EITC の支給世帯数および支給金額がともに増えることになった。もう一つは、2017 年に登場した文政権による制度拡大の影響である。

EITC は 2009 年の支給開始当初と比べて支給世帯総数、支給金総額の双方で大きく増加した。2019 年の支給規模（定期分）は、支給世帯総数は 389 万世帯（CTC を含めると 473 万世帯、すなわち 2009 年の 59 万世帯から見て 7 ないし 8 倍も増加）、支給金総額で見ても 4 兆 3000 億ウォン（CTC を含めると 5 兆 030 億ウォン、2009 年の 4,537 億ウォンと比べて 9.5 倍から 11 倍も増加）となっている。

EITC の拡大の中でも特に 2019 年の改革の影響は注目すべきである。2019 年は 2018 年と比べて世帯総数が 219 万世帯、支給総額が 3 兆 195 億ウォンも増加した。国税庁プレスリリースによれば、昨年と比べて増加した 219 万世帯のうち、5 万世帯（2.3%）はこれまでの要件該当となる世帯が増加した分であるのに対し、残りの 214 万世帯（97.7%）は制度拡大に該当する世帯の増加となる。また、支給総額については増加した 3 兆 195 億ウォンのうち、1 兆 3,793 億ウォン（45.7%）は、これまでの要件該当世帯の支給額の引上げ分であり、1 兆 6,402 億ウォン（54.3%）は制度拡大の該当世帯に対する支給額となる。

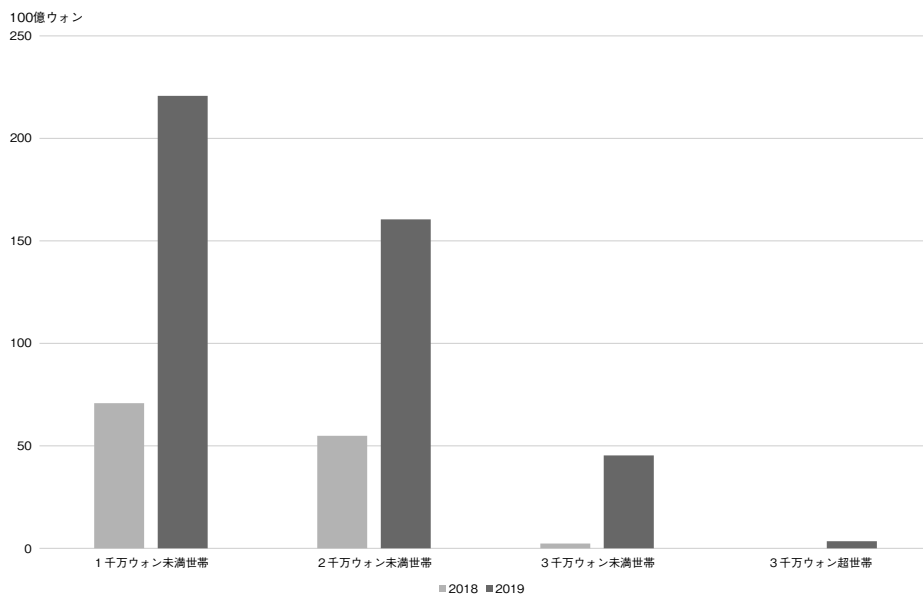
以下では、『韓国国税統計』データおよび国税庁プレスリリースに基づき、所得区分別、年齢別、性別および世帯類型別にグルーピングした 2018 年（2017 年『韓国国税統計』データ）と 2019 年（2018 年同データ）の EITC 支給に関して比較分析を行い、2019 年税制改正による変化に関する考察を行った。図 3a は所得区分別に支給世帯をグルーピングし支給世帯数について、図 3b はその支給総額について比較を行っている。2019 年改革では、全ての所得区間で支給世帯数と支給総額が増加した。その中でも特に、所得区分が一番低い年所得 1 千万ウォン未満である 201 万世帯（51.8%）に 2 兆 2,074 億ウォン（51.3%）に手厚い支給が提供され、2018 年に比べ支給世帯数を 93 万世帯、支給総額を 1 兆 4,989 億ウォンも増加させた。

図 3a 所得区分別の支給世帯数の変化（万世帯）：2019 改革（2018 年税制改正）の影響



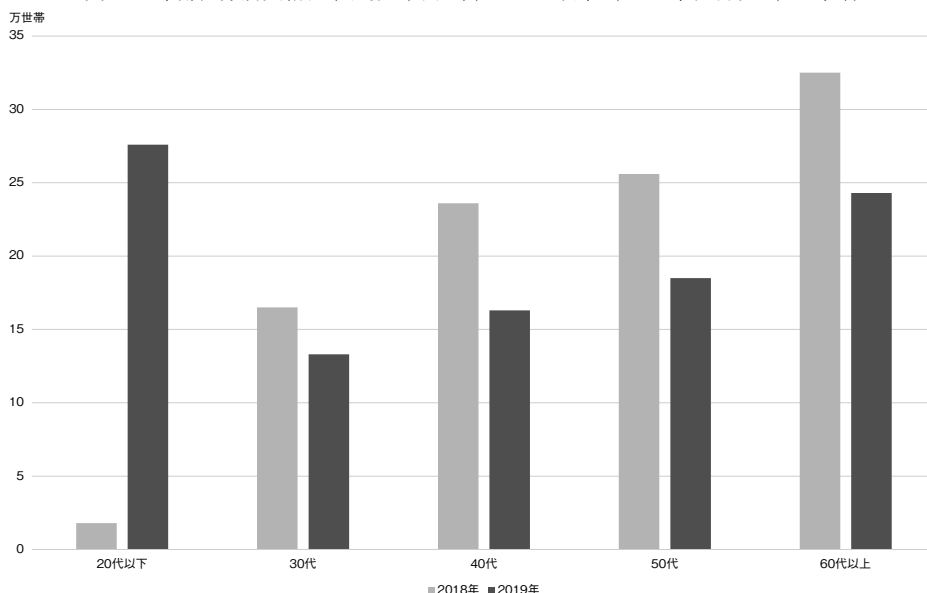
出所：『韓国国税統計』2018, 2019「14-3-6. 所得種類別勤労奨励金支給現況Ⅲ（総給与額等）」データより筆者作成。

図 3b 所得区分別の支給総額の変化（100 億ウォン）：2019 改革（2018 年税制改正）の影響



出所：『韓国国税統計』2018, 2019「14-3-6. 所得種類別勤労奨励金支給現況Ⅲ（総給与額等）」データより筆者作成。

図4a 年齢区分別支給世帯総数(万世帯):2019改革(2018年税制改正)の影響

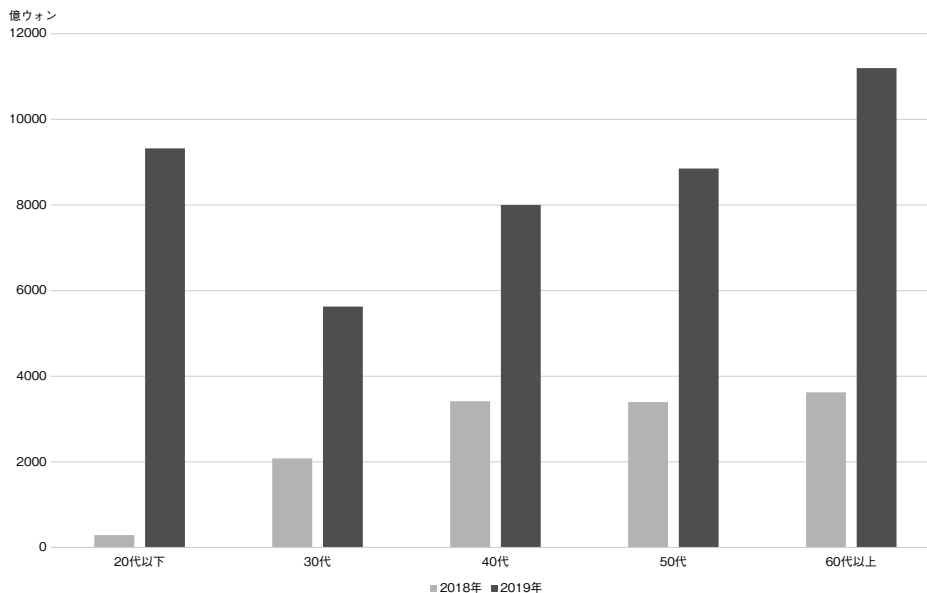


出所:『韓国国税統計』2019「14-3-2. 所得種類別勤労奨励金支給現況Ⅰ(性, 世帯類型, 年齢, 子女数)」では20代以下について区分されたデータが得られなかったため, ここでは韓国国税庁プレスリリース「勤労奨励金の拡大改編, 2019年上半期分4,200億ウォンを最初に支給 — 青年, 高齢者, 低所得世帯の所得の増加と所得格差の緩和に寄与 — (韓国語)」2019年12月18日発表資料データに基づき筆者作成。

図4aは年齢区分別にグルーピングして支給世帯数の変化を, 図4bはその支給総額の変化を示している。年齢別の支給現況では, 2019年改革では20代以下と60代以上の世帯に焦点を当てた政策ターゲットを絞った制度改正(EITC制度の拡張)であったことが確認できる。国税庁プレスリリースが指摘するように, 特に20代の受給世帯に対しては, 単独世帯の年齢制限(30歳以上)の廃止により, 2018年の3万世帯(支給総額288億ウォン)から2019年の107万世帯(支給総額9,323億ウォン)へと給付を大幅に増やした。また, 60歳以上の受給世帯に対しても所得・財産要件の緩和効果により2018年の55万世帯(支給総額3,625億ウォン)から2019年の94万世帯(支給総額1兆1,198億ウォン)へ世帯を増やすのと合わせて支給総額を重点的に増加させた。こうした結果, 2019年には, 20代の青年世帯と60年代以上の高齢者世帯の受給がそれぞれ全体支給額の21.7%, 26.0%と高い割合を占めるようになった。

表3では所得類型別に支給世帯を分けて性別, 世帯タイプ別, 年齢, 扶養

図 4b 年齢区分別支給金総額（億ウォン）：2019 改革（2018 年税制改正）の影響



出所：『韓国国税統計』2019「14-3-2. 所得種別勤労奨励金支給現況 I（性、世帯類型、年齢、子女数）」では 20 代以下について区分されたデータが得られなかったため、ここでは韓国国税庁プレスリリース「勤労奨励金の拡大改編，2019 年上半年分 4,200 億ウォンを最初に支給 — 青年，高齢者，低所得世帯の所得の増加と所得格差の緩和に寄与 —（韓国語）」2019 年 12 月 18 日発表資料データに基づき筆者作成。

のあるなしに着目して 2019 年税制改正による EITC 支給状況の変化を分析した。まず性別区分では、支給世帯数・支給総額とも男性、女性双方で増えた。世帯タイプ別では、支給世帯総数・支給総額とも単独世帯の伸びが大きいのがわかる¹⁰⁾。年齢グループ区分で見ると、すべての年齢層で支給世帯総数・支給総額は増えてはいるが、特に 30 歳以下のグループの支給世帯総数が大幅に増え、支給総額についても他の年齢区分よりも金額を大きく増やすことになった。このほか、70 代以上の高齢者世帯の支給総額の伸び率が大きい。さらに扶養家族数別では、子供のいない世帯の世帯総数・支給総額が大きく増えた。

これらの結果に基づくと、国税庁プレスリリースでの指摘と同様、2019 年改革は、若者（30 代以下）および高齢者（70 代以上）また、単独者への手厚い改革となっていることがわかった。そういった点では EITC の改革は子供の養

10) 国税庁プレスリリースでは、世帯別と性別をクロスで分けた世帯数状況について示されており、そこでは女性単独世帯、男性単独世帯の支給世帯の増加が一番大きく（増加率で見ると）、世帯の中で単独世帯が最大構成グループとなったことがわかる。

表3 所得類型別区分に基づく2019 改革(2018 年税制改正)によるEITC 支給状況の変化(性別、世帯タイプ別、年齢、扶養のあるなしに着目)

	2019 年区分別支給世帯総数・支給金額(構成比%)						2018 年支給世帯総数・支給金額(構成比%)						給与所得世帯(伸び率%)			事業所得世帯(伸び率%)				
	給与所得世帯総数	給与所得世帯への支給金額	事業所得世帯総数	事業所得世帯への支給金額	その他の所得世帯総数	その他の所得世帯への支給金額	給与所得世帯総数	給与所得世帯への支給金額	事業所得世帯総数	事業所得世帯への支給金額	その他の所得世帯総数	その他の所得世帯への支給金額	給与所得世帯総数	給与所得世帯への支給金額	事業所得世帯総数	事業所得世帯への支給金額	給与所得世帯総数	給与所得世帯への支給金額	事業所得世帯総数	事業所得世帯への支給金額
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	123.5	230.0	137.3	240.0
性別区分(全体)	50.6	52.0	49.9	51.0	78.1	78.1	48.3	52.0	47.3	49.7	49.7	100.0	100.0	100.0	100.0	123.5	230.0	137.3	240.0	
男性	49.4	48.0	50.1	49.0	23.5	21.9	51.7	48.0	52.7	50.3	50.3	113.3	230.3	125.9	231.0	134.5	229.8	150.1	249.1	
女性	64.5	51.5	56.1	43.1	21.1	14.5	49.7	30.6	41.9	24.7	24.7	100.0	100.0	100.0	137.3	230.0	137.3	240.0		
世帯タイプ別(全体)	30.8	42.2	32.8	42.9	61.9	67.2	46.1	62.7	48.6	61.7	61.7	49.2	121.8	60.1	136.1	190.0	455.1	218.3	494.4	
単身	4.7	6.3	11.1	14.0	16.9	18.3	4.1	6.6	9.5	13.6	13.6	152.6	213.9	175.4	249.7	152.6	213.9	175.4	249.7	
片稼ぎ	29.3	23.0	25.0	19.8	7.2	5.7	1.8	2.2	1.8	2.3	2.3	3469.4	3311.7	3250.3	2858.9	3469.4	3311.7	3250.3	2858.9	
共稼ぎ	11.8	11.5	16.0	15.5	22.1	18.7	14.6	14.8	20.1	18.7	18.7	80.1	158.0	88.8	181.1	80.1	158.0	88.8	181.1	
年齢グループ別(全体)	14.3	16.7	19.6	21.6	26.6	26.2	21.4	25.0	27.7	29.5	29.5	49.7	120.5	68.0	148.9	49.7	120.5	68.0	148.9	
30歳以下	17.0	19.2	20.9	22.6	26.1	28.9	24.1	25.7	28.2	27.9	27.9	57.7	146.3	75.7	176.5	57.7	146.3	75.7	176.5	
40代	14.8	17.3	13.9	15.6	15.3	17.4	18.5	19.4	16.1	16.4	16.4	79.1	193.5	104.3	223.6	79.1	193.5	104.3	223.6	
50代	12.8	12.3	4.8	4.9	2.8	3.2	19.5	12.9	6.2	5.3	5.3	46.2	215.2	81.8	211.9	46.2	215.2	81.8	211.9	
60代	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	123.5	230.0	137.3	240.0	123.5	230.0	137.3	240.0	
70代	86.4	81.4	79.6	74.3	56.6	56.5	78.4	68.9	70.5	62.0	62.0	146.2	289.5	167.9	307.5	146.2	289.5	167.9	307.5	
扶養家族数別(全体)	8.0	11.1	11.0	14.1	15.8	16.9	12.7	18.3	16.2	21.0	21.0	41.1	100.0	60.9	128.0	41.1	100.0	60.9	128.0	
子供なし	4.5	6.1	7.5	9.2	17.8	17.0	7.0	10.1	10.5	13.4	13.4	42.9	97.6	69.7	133.7	42.9	97.6	69.7	133.7	
子供一人の世帯	0.9	1.3	1.6	2.0	8.0	7.7	1.6	2.3	2.4	3.0	3.0	34.0	88.6	63.7	126.7	34.0	88.6	63.7	126.7	
子供二人の世帯	0.1	0.2	0.2	0.3	1.5	1.6	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	23.9	82.9	54.5	119.1	23.9	82.9	54.5	119.1	
子供三人の世帯	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	18.5	69.4	42.0	101.2	18.5	69.4	42.0	101.2	
子供四人の世帯																				
子供五人以上の世帯																				
所得区分合計	2,452,379	2,626,024	1,415,295	1,649,191	17,537	25,127	1,097,257	795,724	596,355	485,097	485,097									
総世帯数(世帯全体)および支給金額(百万ウォン)																				

出所:『韓国国税統計』2017、2018「14-3-2. 所得種類別勤労奨励金支給現況 I (性別、世帯類型、年齢、子女数)」データに基づき、筆者作成。

育支援というより、世代間の所得再分配を重視した改革であったと結論付けることができる。

続いて『韓国国税統計』「14-1-1(2). 勤労・子女奨励金別申請及び支給現況(住所地)」のデータに基づき、EITC の地域間での支給状況の変化についても検討した。2019 年は 2018 年に比べて全世帯数、全支給金総額は 129.4%、235.7%と大きく増えており、世帯総数・支給金総額の構成が最も大きい地域はソウルが最大で全体の 16.5%、15.8%を占めている。EITC の一人世帯当たり支給総額の比較について見ると、前年比伸び率が 50%を超えたのは、江原道 (54.5%)、続いて全羅南道 (53.7%)、全羅北道 (51.4%)、慶尚北道 (50.3%) となっており、地方部での伸びが高いことがわかった。このように韓国 EITC 制度は地域的偏りを持ちつつ都市部、地方部ともに低・中所得者層に便益を提供していることがわかる。

2018 年改正ではこうした支給要件の緩和による制度拡張と合わせ、支給頻度の変更も行われた。EITC の給付は、これまでは前年度所得をベースに翌年 5 月に定期申請、9 月に支給という方法が取られてきた。そこでは申請の時期、所得の発生時点と奨励金の受給時点間の時差が大きいため、所得の増大及び勤労誘因効果が低いという意見が多く寄せられてきた。そこで 2019 年に初めて、低所得の勤労所得者について 6 か月毎に勤労奨励金を申請して支給するという半期支給制度（早期支給）の導入を試みている。そこでは、2018 年 9 月 10 日までに申請を行った 96 万世帯に 2019 年上半期帰属分 4,200 億ウォンが支給された¹¹⁾。

半期支給の対象となる 2019 年上半期分の勤労奨励金の申請・支給では、前述の国税庁プレスリリースによれば 111 万世帯からの申請、4,650 億ウォンの申請金額があり、所得・財産資料を通じた厳正な審査の結果、96 万世帯に総額 4,207 億ウォン、一世帯当たり平均支給額は 44 万ウォンの給付が行われた。その内訳として、世帯類型別では単独世帯 58 万世帯 (60.4%)、片働き世帯 35 万世帯 (36.5%)、共働き世帯 3 万世帯 (3.1%) と、単独世帯が最も大きい

11) EITC を半期別に申請した場合、年間の勤労奨励金算定額の 35%を 6 か月毎に支給を受け、翌年 9 月に清算（追加支給又は回収）されることになる。また、上半期分の申請を行った場合、下半期分の勤労奨励金の申請を別途行う必要があり、子女奨励金も申請したものと見なして清算時に支給することになる。

比率を占めており、特に、単独世帯の中には年齢要件の廃止により 30 歳未満の青年層 26 万世帯が 1,000 億ウォンの支給を受けたことが単独世帯の増加につながったとしている。勤労類型別に見ると、日雇い勤労世帯は 54 万世帯 (56.2%)、常用 (正規) 勤労世帯は 42 万世帯 (43.8%) であり、日雇い勤労世帯が正規勤労世帯に比べて 12 万世帯、12.4% も多いことが示されている。

それでは、韓国 EITC 制度での残された課題は何であろうか。一つはアメリカと同様に EITC 制度の政治化が進み、支給総額の肥大化が見られる点である。韓国 EITC 制度では、これまで社会保障制度の課題や財政緊縮と結び付けた形での議論や、CTC 制度と連動した形での所得層をターゲットに子女支援政策を組み込むかなどについての政治的対立などはあまり見られず制度の拡張が続いてきた¹²⁾。また税制の面からも韓国 EITC 制度の導入は既存の所得税体系での所得控除制度の見直し等もあまり伴うことなく進められてきた。こうした背景には、金 (2008) が指摘しているように、韓国での財政健全化がある程度維持できており、歳出面での社会保障や財政状況と韓国 EITC 制度との調整がさほど必要ではなかったことなどが理由としてあげられよう。

そうした中、2018 年の税制改正は、支給対象を職業区分 (勤労世帯だけでなく自営業者、さらには宗教家へと) や年齢区分 (特に 30 代以下の若い世代の人たち) を取り込む形で制度対象を大幅に広げた。さらに審査にあたっては所得要件、財産要件が大幅に緩和されただけでなく、最大支給額などについても寛大な措置が取られている。こうした制度拡張は、目に見えない財政拡大の手段として利用されてしまう可能性もあり、制度拡張にあたっては慎重な姿勢をとる必要性があると考えられる。

もう一つは、納税協力や税務行政面での課題である。韓国国税統計でも EITC 申請世帯数と実際の支給世帯数との間でギャップ (申請しても実際に給付されない世帯) があり、EITC の申請にあたって納税者に十分に情報が伝わっていない、情報提供が行き届いていない可能性が考えられる。但し、税務行政面では、韓国では国税庁が保有財産を確認できる権限を有し、世帯ごとに住民番

12) 韓国 EITC 制度の経済効果については、勤労インセンティブおよび所得再分配の両面に関して既にいくつか分析・考察が行われている。金 (2016) によると、労働時間・労働市場への参加率への働きかけに関して条件などにより評価が分かれ、必ずしも実証的に一致した結果が得られていない。また所得分配や貧困率の改善についても同様な指摘がある。

号が整備されているため所得および資産に関する情報を確認できるシステムが整備されていることから、アメリカなどと比べて不正受給の問題は少ないのではと指摘されている（金 2008, 栗原 2012）。さらに韓国では、既に税務行政・納税協力の両面で電子化がかなり進んでおり、そういった点で納税環境の電子化で諸外国に遅れているといわれているわが国においても、韓国での経験は税務行政の改善だけでなく、税と社会保障を一体化改革といった点でも多くの示唆を提供してくれると考える。

4. 韓国 EITC 制度と税務行政

韓国 EITC 制度の執行に当たって重要な点は、担当するのは社会保障担当部署ではなく、所得税など税の徴収を行う国税庁であることである。国税庁は税務行政の一環として、通常の徴税業務のほか、EITC 申請者の所得や資産要件を調査し、額控除額が支払った税金を超える場合には、租税還付を行う。これによって国税庁は貧困対策にかかる業務の一部を担うことになる。以下、制度執行の概要について述べる。

韓国 EITC 制度での EITC の申請及び支給にあたっては、まず申請時に所得に関して書類を提出しなければならない。そこで国税庁に申告された所得資料と一致する場合には、下記の勤労所得又は事業所得の証拠書類の提出を省略することができる。ただし、必要な場合、勤労所得又は事業所得を有することを立証する書類と財産証拠書類を提出しなければならない¹³⁾。

13) 勤労・事業所得の証拠書類としては

- ・ 勤労所得又は事業所得の源泉徴収領収証
- ・ 給与又は事業所得の受領通帳の写し
- ・ 給与又は事業所得の支給対象の写し
- ・ 所得者別の勤労所得又は事業所得の源泉徴収簿の写し
- ・ 職場加入者用の健康保険納付確認書
- ・ 国民年金保険料の納付証明
- ・ 被保険者用の雇用保険日雇い勤労内訳書
- ・ 勤労所得又は事業所得の支給確認書
- ・ 事業実績明細書

財産の証拠書類としては

- ・ 商店街を賃借した場合：賃貸借契約書の写し
- ・ 住宅を賃借した場合：基準時価に国税庁長が公示した比率を乗じた「みなし保証

EITC・CTC の申請期間は 5 月 1 日から 5 月 31 日までである。申請期間に申請できなかった場合には申請期間の終了日の翌日から 6 か月以内 (6 月 1 日から 12 月 2 日まで) に「期限後申請」が可能となる。期限後申請を行った場合には決定された金額の 90% のみ支給となる。

EITC の申請方法としては、主たる所得者が ARS (自動応答システム) 電話、ホームタックス (インターネット、モバイル) で申請するか住所地管轄の税務署長に申請書と添付資料を提出することになる。そこでの電子申請に当たっては、申請案内文 (4 月末~5 月初旬に郵便にて発送) を受けた場合には、申請案内文に記載された個別認証番号を活用して電子申請を行うことができる (ARS、モバイル、ホームタックスの簡便申請)。もし、申請案内文を受け取ることができなかった場合には、国税庁ホームタックス (www.hometax.go.kr) で申請するか郵便・訪問にて申請を行うことになる。

次に EITC の支給にあたっては、定期申請については内容を審査して 9 月末までに支給される。審査にあたり申請内容が事実と異なる場合、支給対象から除外又は支給額を変更して支給される。また、主たる所得者に国税滞納額がある場合、支給額の 30% を限度として滞納額に優先充当して残額が支給されることになる。

また、勤労・子女奨励金は税額控除の一種であるため、国税基本法上の不服規定が適用される。不服請求手続きの請求人は勤労・子女奨励金の申請者となる。不服請求の対象は支給可否、減額支給、取消、決定減額等となる。請求期間として、処分通知を受けた日から 90 日以内となっている。

こうした韓国 EITC 制度での税務行政を支える特徴として、デジタル化を活用した税務行政の活用を挙げることができる。まず、韓国の税務行政では住民登録番号が積極的に活用されている。そこでは経済取引 (給与支払い、金融・不動産) だけでなく、進学などにあたって番号の提出が求められ、所得税での所得補足体制の向上などにつながっている (金 2008)。

次にこうした住民登録番号の活用と合わせて、韓国の所得税納税・EITC 制度において、近年韓国の税務行政体制の中で急速に電子化やデジタルデータの

金」より実際の保証金が少ない場合は賃貸借契約書の写し

・不動産を取得することのできる権利がある場合：分譲契約書の写しと分譲代金、清算金等の納付領収証、土地償還債権の写し、住宅償還社債の写しが必要となる。

活用などが進んでいる（田近 2017）。韓国の EITC 制度運営でも ARS, 専用コールセンターとともにインターネットのホームタックスやモバイルアプリを通して EITC の審査・支給結果の確認などが可能になっており、システム面でのサポートが行われている。

さらに、韓国 EITC 制度の導入、そこでの制度拡張に伴って、税務行政体制の整備強化が図られている点にも注目すべきである。国税庁の組織体系において、EITC および CTC 関連業務は所得支援局が担っている。勤労所得支援局は 2007 年 10 月 1 日に EITC の制度導入と共に設置された¹⁴⁾。EITC 制度拡張への対応のため、2018 年には 96 名もの職員が増員されることになった¹⁵⁾。一山 (2019) によると、増員の理由は、EITC 制度では 2015 年より適用対象に事業者が含まれることになる等、段階的に申請要件が緩和されたほか、申請世帯が増加したため、税務署における申請相談や受給要件の検討、迅速な奨励金支給などのため不足していた人員を増加する必要があったためとしている。

5. おわりに

本稿は、アメリカにおける EITC 制度の施行状況を踏まえて、韓国 EITC 制度の制度改正や給付実績について考察を行った。そこで明らかになったのは以下の 2 点である。

第 1 に、アメリカで指摘されている EITC 制度の政治化の問題は、韓国においても例外では無いということである。韓国における近年の税制改正を通じて、支給対象が職業区分（勤労世帯だけでなく自営業者へ、さらには宗教家へと）や世帯区分（子供のいる世帯だけでなく、単独世帯へと）へと拡大されただけでなく、年齢区分で見た 30 代以下の人に対しても給付の急拡大を見ることができると。さらに審査にあたっての所得要件、財産要件が緩和されただけでなく、さらには最大支給額などについても大幅な緩和として現れている。こうした傾向は、増大する社会保障給付額と違って、目に見えない財政拡大であり、今後さらに給付の拡大につながる可能性がある。こうした制度の拡張に当たっては、十分な経済および財政効果などを踏まえた議論が必要である。

14) 原山 (2009) 参照。

15) 一山 (2019) 参照。

第 2 に、アメリカで指摘されている EITC 制度の複雑化と執行の困難さについては、韓国の取組には注目すべきものがある。韓国国税庁は、その税務システムである「ホームタックス」を通じて、近年電子納税システムを積極的に導入している。その結果、上に述べたように EITC 申請者の個人情報を用いて EITC 制度の執行に生かして、税務行政のデジタル化・効率化を推進している。それが制度の公平な執行に寄与していると思われる。

参考文献

(外国語文献)

Robert Bellafiore (2019) 'The Earned Income Tax Credit (EITC): A Primer', *Fiscal Fact*, No. 654, Tax Foundation. May 21, 2019

Judith L. Collins ed. (2016) *The Earned Income Tax Credit: overview, economic analysis, and compliance challenges*, New York: Nova Science

Michelle Lyon Drumbl (2019) *Tax Credits for the Working Poor: A Call for Reform*, Cambridge University Press

Elaine Maag, Kevin Werner, and Laura Wheaton (2019) Expanding the EITC for Workers without Resident Children, Urban Institute, *Brief: Income and Benefits Policy Center*, 31 May 2019

Joshua T. McCabe (2018) *The Fiscalization of Social Policy: How Taxpayers Trumped Children in the Fight Against Child Poverty*, Oxford University Press

Ministry of Economy and Finance (2019) *A Guide to Korean Taxation 2019 (KOREAN_TAXATION_2019)*, November 8, 2019

http://english.moef.go.kr/skin/doc.html?fn=KOREAN_TAXATION_2019_full%20version.pdf&rs=/result/upload/eco/2019/11/

韓国国税庁プレスリリース「勤労奨励金の拡大改編、2019 年上半期分 4,200 億ウォンを最初に支給 — 青年、高齢者、低所得世帯の所得の増加と所得格差の緩和に寄与 — (韓国語)」2019 年 12 月 18 日発表資料

韓国国税庁 HP 参考資料室『勤労奨励金・子女奨励金案内 (韓国語)』

https://www.nts.go.kr/support/support_20.asp?cinfo_key=MINF7220190308152238&cbinfo_key=MBIC8320190308151533&menu_a=200&menu_b=300&menu_c=0&flag=30#FileDown

『韓国国税統計』韓国国税庁ホームページ <https://www.nts.go.kr/index.asp>

(日本語文献)

一山梢「韓国の税務行政の概要」『税大ジャーナル』第 30 号 2019 年 12 月

金今男「韓国の給付つき勤労税額控除制度の概要」森信茂樹編著『給付つき税額控除』中央経済社 2008 年

金明中「韓国における給付付き税額控除制度の現状と日本へのインプリケーション — 軽減税率より給付付き税額控除? —」『ニッセイ基礎研 REPORT』2016/3/15 2016 年

栗原克文「給付付き税額控除制度の執行上の課題について」『税大ジャーナル』第 18 号 2012 年 3 月

田近栄治・花井清人：韓国勤労奨励税制（EITC 制度）の運営と残された課題

田近栄治「納税環境整備の目指すもの－韓国・ホームタックスからの示唆」東京財団政策研究所、
税・社会保障調査会，2017 年 10 月

原山道崇「韓国の税務行政と税制の概要」『税大ジャーナル』第 11 号 2009 年 6 月

（付記）本稿は令和元年度成城大学特別研究助成による研究成果の一部である。

（たちか・えいじ 成城大学経済学部特任教授・一橋大学名誉教授）

（はない・きよひと 成城大学経済学部教授）